

福島地域のサポート資金一覧

調査日 2018年12月20日(木)



経営支援プラザ

経営支援プラザ等運営事業（経営相談）

登録機関：福島県

[TOP](#) > 経営支援プラザ

目的

『福島県経営支援プラザ』は県内中小企業の全県支援拠点として、様々な経営相談にワンストップで対応いたします。
経験豊富な応援コーディネーターが、中小企業の方々が抱えるさまざまな経営課題を解決するため相談支援を無料で行っています。

対象者の詳細

中小企業・小規模事業者
創業を予定している方

支援内容・支援規模

コンサルティングサービス

募集期間

随時

対象期間

随時

長期安定保証

福島県長期安定保証制度

登録機関：福島県

[TOP](#) > 長期安定保証

目的

福島県内の中小企業に対し長期の資金を導入し、資本構成の不均衡を是正するなどの方途を通じ、経営基盤の安定並びに企業体質の強化を図ることを目的とする。

対象者の詳細

福島県内に事業所を有する中小企業者又は福島県内に新たに事業所を設ける中小企業者で、本資金の導入により経営基盤の安定と発展が期待される方

※ 中小企業信用保険法に基づく認定を受けた方はセーフティネット保証が利用可能。

支援内容・支援規模

- ・資金使途 運転資金・設備資金
- ・融資限度 運転資金 5,000万円、設備資金 1億円（併用時は1億円限度）
- ・融資期間 10年以内（据置1年以内）
ただし、土地・建物を取得する場合、15年以内（うち据置1年以内）
- ・融資利率 金融機関所定利率
- ・信用保証料 必ず 年0.45%～1.60%
※セーフティネット保証の場合 年0.70%
- ・保証人 法人・組合は1名以上、個人は必要により
- ・担保 必要により

募集期間

随時

対象期間

特に定めはありません

短期保証

福島県短期保証制度

登録機関：福島県

[TOP](#) > 短期保証

目的

福島県内の中小企業者に対して、運転資金の調達を容易にし、金融の円滑化を図ることを目的とする。

対象者の詳細

福島県内に事業所を有する中小企業者又は県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者

* 中小企業信用保険法に基づく認定を受けた方はセーフティネット保証が利用可能。

** 流動資産担保融資保証制度が利用可能。（ただし、根保証は除く。）

支援内容・支援規模

- ・ 資金使途 運転資金
- ・ 融資限度 3,000万円
- ・ 融資期間 1年以内
- ・ 融資利率 金融機関所定利率
- ・ 信用保証料 必ず 年0.45%～1.60%
セーフティネット保証の場合 年0.70%
- 流動資産担保融資保証の場合 年0.60%
- ・ 保証人 法人・組合は1名以上、個人は必要により
- ・ 担保 必要により

募集期間

随時

対象期間

特に定めはありません



経営力強化保証

福島県経営力強化保証制度

登録機関：福島県

[TOP](#) > 経営力強化保証

目的

福島県内中小企業の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して県内中小企業の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって県内中小企業の経営力の強化を図ることを目的とする。

対象者の詳細

福島県内に事業所を有する中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。

支援内容・支援規模

- ・資金使途 運転資金・設備資金
- ・融資限度 5,000万円
- ・融資期間 運転5年以内、設備7年以内（運転・設備とも、うち据置1年以内）
※保証付き既往借入金を本制度で借り換える場合、10年以内（うち据置1年以内）
- ・融資利率 金融機関所定利率
- ・信用保証料 必ず（責任共有制度対象の場合）年0.35%～1.25%
（責任共有制度対象外の場合）年0.40%～1.40%
- ・保証人 法人・組合は1名以上、個人は必要により
- ・担保 必要により

募集期間

随時

対象期間

特に定めはありません



小規模企業支援資金

福島県小規模企業支援資金融資制度

登録機関：福島県

[TOP](#) > 小規模企業支援資金

目的

「責任共有制度」の導入により影響を受ける福島県内の小規模企業者に対し、責任共有制度の対象除外とする国の全国統一保証制度を活用した資金を導入し、経営基盤の安定並びに企業体質の強化を図ることを目的とする。

対象者の詳細

福島県内に事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者

※要件を満たせば、無担保無保証人保証の利用が可能

支援内容・支援規模

- ・資金使途 運転資金・設備資金
- ・融資限度 1,250万円
(ただし、既存の保証協会の保証付融資残高との合計で1,250万円以内となる新規融資に限る。)
- ・融資期間 運転資金7年以内、設備資金10年以内(いずれも据置1年以内)
- ・融資利率 固定 年2.0%以内
- ・信用保証料 必ず 年0.35%~1.30%
※無担保無保証人保証の場合、年0.90%
- ・保証人 法人・組合は1名以上、個人は必要により
※無担保無保証人保証の場合は不要
- ・担保 原則無担保

募集期間

随時

対象期間

特に定めはありません

信用組合資金

福島県信用組合資金融資制度

登録機関：福島県

[TOP](#) > 信用組合資金

目的

福島県内信用組合の組合員に対し、長期かつ低利の資金を導入し、資本構成の不均衡を是正するなどの方途を通じ、経営基盤の安定並びに企業体質の強化を図ることを目的とする。

対象者の詳細

福島県内に事業所を有し、福島県内の信用組合の組合員である中小企業者

支援内容・支援規模

- ・ 資金使途 運転資金・設備資金（本制度に係る既存借入金の一本化・借換えが可能。）
- ・ 融資限度 2,500万円
- ・ 融資期間 10年以内（うち据置1年以内）
- ・ 融資利率 信用保証協会の保証付の場合 年2.7%以内
信用保証協会の保証がない場合 年3.7%以内
- ・ 信用保証料 必要により 0.35%～1.35%
- ・ 保証人 必要により徴する
- ・ 担保 必要により徴する

募集期間

随時

対象期間

特に定めはありません

事業承継・業種転換資金

福島県事業承継・業種転換資金融資制度

登録機関：福島県

[TOP](#) > [事業承継・業種転換資金](#)

目的

事業内容の見直しを行おうとする県内の中小企業に対し、事業承継、業種転換又は新分野進出に取り組むにあたり必要な資金を導入し、経営の改善及び企業体質の強化を図ることを目的とする。

対象者の詳細

福島県内に事業所を有する中小企業者で、事業承継、業種転換又は新分野進出を行おうとする方。

支援内容・支援規模

- ・資金使途 運転資金・設備資金
- ・融資限度 5,000万円
- ・融資期間 10年以内（うち据置1年以内）
- ・融資利率 年2.0%以内
- ・信用保証料 必ず 0.25%～1.25%
- ・保証人 法人・組合は1名以上、個人の場合は必要により
- ・担保 必要により

募集期間

随時

対象期間

特に定めはありません



事業再生資金

福島県事業再生資金融資制度

登録機関：福島県

[TOP](#) > 事業再生資金

目的

事業内容を見直すことで再生見込のある県内中小企業者に対して、必要な資金を導入し、企業の事業再生を支援することを目的とする。

対象者の詳細

福島県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- ① 福島県中小企業再生支援協議会、福島県産業復興相談センター又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構などの支援を受けて、再生計画の策定又は実行に取り組む方、又は再生計画に基づく事業再生により事業等を承継する方
- ② 民事再生法に基づく再生計画又は会社更生法に基づく更生計画の認可を受けて、再生計画等の実行に取り組む方、又は再生計画等に基づく事業再生により事業を承継する方

支援内容・支援規模

- ・資金使途 運転資金・設備資金（事業再生に必要な範囲において、既存借入金の借換え、既往債務の弁済費用を対象にできる。）
- ・融資限度額 5,000万円
- ・融資期間 10年以内（うち据置1年以内）
- ・融資利率 年2.5%以内
- ・信用保証料 必ず 0.25%～1.25%
- ・保証人 法人・組合は1名以上、個人は必要により
- ・担保 必要により

募集期間

随時

対象期間

再生計画等の期間終了後3年以内

ふくしま産業育成資金

ふくしま産業育成資金融資制度

登録機関：福島県

[TOP](#) > ふくしま産業育成資金

目的

福島県経済の持続的成長を可能とするため、県内産業を牽引し、他産業への波及効果を含め、将来性があり今後の成長が見込まれる産業を育成することを目的とする。

対象者の詳細

次のいずれかに該当する方

A「県内育成枠」

福島県内に本社機能を有し、県内での業歴が概ね5年以上の方

B「成長産業枠」

- ①環境関連産業、再生可能エネルギー関連産業等に係る事業を行う方
- ②農商工連携等の事業を行う方
- ③観光関連産業に係る事業を行う方
- ④「経営革新計画」の承認等を受けた方
- ⑤除染等作業を行う方

C「雇用促進枠」

高等学校を卒業見込又は卒業した方を、正規雇用として採用内定を行った方

支援内容・支援規模

- ・資金使途 運転資金・設備資金
 - ・融資限度 5,000万円
 - ・融資期間 10年以内（うち据置1年以内）
- ただし、対象者B①で再生可能エネルギーによる発電・売電を行う方の場合15年以内（うち据置1年以内）
- ・融資利率 【保証付き】 固定 年2.0%以内
【保証無し】 固定 年2.5%以内
(対象者Cの方はどちらも△0.2%)
 - ・保証料 必要により 年0.35%~1.35%
(対象者Cの方は△0.3%)
 - ・保証人 【保証付き】 法人・組合は1名以上、個人は必要により
【保証無し】 取扱金融機関の定めるところによる。
 - ・担保 必要により

募集期間

随時

対象期間

特に定めはありません

機械貸与制度

中小企業機械貸与制度

登録機関：福島県

[TOP](#) > 機械貸与制度

目的

経営の向上のために必要な機械設備類を貸与することにより、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

対象者の詳細

- ①県内に事業所または工場を有している中小企業者（中小企業基本法の定めによる）
- ②中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された組合
 - ・製造業、建設業、運輸業...資本金3億円以下、または従業員300人以下
 - ・販売業...資本金1億円以下、または従業員100人以下
 - ・小売業...資本金5千万円以下、または従業員50人以下
 - ・サービス業...資本金5千万円以下、または従業員100人以下

支援内容・支援規模

- ・資金使途 設備資金（割賦販売）（経営の向上に必要な設備）
- ・貸与限度 50万円以上1億円以下
- ・保証金 貸与額の10%
- ・貸与期間 7年以内（うち据置6ヶ月以内※）
（5,000万円超は10年以内、ただし設備の法定耐用年数以内※）
- ・割賦損料 年1.9～2.5% ※
- ・保証人1名以上 必要により担保

※東日本大震災により被災した企業については、貸与期間は額面問わず10年以内（うち据置3年以内：ただし設備の法定耐用年数以内）とし、割賦損料は一律に年1.5%を適用する。

募集期間

毎月1日～10日まで

対象期間

設置期間：貸与決定した翌会計年度の6月末まで

<https://map.mirasapo.jp/subsidy/5834.html>

ふくしま産業復興企業立地補助金

ふくしま産業復興企業立地補助金

登録機関：福島県

[TOP](#) > ふくしま産業復興企業立地補助金

目的

福島県内に工場等を新設または増設する企業を支援し、生産規模の拡大と雇用を創出することを目的とします。

対象者の詳細

- ① 製造業のうち、輸送用機械、半導体、医療福祉機器、再生可能エネルギー、農商工連携の各関連産業業種
- ② 企業立地促進法集積のうち、製造業及び研究所を設置する業種
- ③ 自ら使用するための物流施設を設置する業種
- ④ コールセンター、データセンター
- ⑤ 知事が特に認める企業

支援内容・支援規模

補助対象業種の企業が次の施設で行う機械設備などの設置（更新、入替は除く）等にかかる費用とします。

- ① 工場（製造業の用に供される施設）
- ② 物流施設（自ら使用するために建設する倉庫、配送センター等）
- ③ 試験研究施設（製造業を営む者が製品開発等に利用するための試験または研究を行う施設）
- ④ コールセンター・データセンター等の対事業者サービス業の施設

*土地、建物の取得を含み、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の対象となる事業は、当該補助金を申請してください。

募集期間

今後の募集については、商工労働部企業立地課までお問い合わせください。

対象期間

原則として、平成30年3月末までに事業を完了し操業することとします。

また、申請する企業は、事業内容、投資計画、雇用計画等について事前に県に相談をお願いします。

特に、H23.3.11時点で警戒区域等において操業されていた場合には、補助対象経費、着手時期等の運用が異なる場合がありますので、お問い合わせ願います。
<https://map.mirasapo.jp/subsidy/6193.html>



ふくしま産業復興投資促進特区

ふくしま産業復興投資促進特区

登録機関：福島県

[TOP](#) > ふくしま産業復興投資促進特区

目的

製造業等の事業者のみなさまの新・増設や、雇用を促進するため法人税（所得税）や事業税、不動産取得税、固定資産税について、課税の特例措置を行います。

対象者の詳細

- ・輸送用機械関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、地域資源活用型産業のいずれかに該当する事業者であること。
- ・復興産業集積区域内において投資や雇用を行うこと。

支援内容・支援規模

- ① 新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税
- ② 機械・装置、建物・付属設備、構築物の投資に係る法人税（取得税）の特別償却・税額控除
- ③ 被災被用者（福島県民等）の給与支給額の10%を法人税（所得税）から税額控除
- ④ 取得・製作・建設した開発研究用減価償却資産の即時償却+12%税額控除（法人税・取得税）

募集期間

随時

対象期間

交付される「指定書」に記載された指定の有効期間まで。

採択結果

二重債務に関する相談窓口

福島県産業復興相談センター事業

登録機関：福島県

[TOP](#) > 二重債務に関する相談窓口

目的

福島県産業復興相談センターは東日本大震災や原子力発電所事故により被害を受けた事業者の事業再開や事業再生を支援するために設置された公正中立な公的機関です。

対象者の詳細

中小企業者、個人事業主、小規模事業者、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人などの事業者（大企業は除きます）

支援内容・支援規模

事業者からの相談を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、課題解決に向けて専門家がきめ細やかなサポートを実施し、経営支援や再生支援を行います。また、福島産業復興機構が行う金融機関等の債権買取りを支援しています。

募集期間

随時相談を受け付けています。

対象期間

通年

ふくしま産業復興雇用支援助成金

ふくしま産業復興雇用支援助成金

登録機関：福島県

[TOP](#) > ふくしま産業復興雇用支援助成金

目的

産業施策と一体となった雇用面からの支援を行うことにより、被災求職者の生活の安定を図るとともに、福島県の復興を支える。

対象者の詳細

雇入費：平成23年3月11日以降に国・地方自治体の補助金・融資（別途知事が定めるものに限る）の採択を受けた県内の事業所であって、平成23年11月21日以降に雇用された県内在住の被災求職者（その他採択要件あり）。

※被災求職者とは、平成23年3月11日時点で県内事業所に雇用されていた者又は県内に居住していた求職者をいう。

移転費（平成27年度より創設）：県外からの求職者（その他採択要件あり）。

支援内容・支援規模

雇入費：支給対象期間は、起算日から3年間とし、総額で225万円助成する（採択要件により助成額は異なる）。

移転費（平成27年度より創設）：県外からの求職者の雇い入れに伴う移転費を事業者が負担した場合、最大で30万円助成する（採択要件により助成額は異なる）。

詳しくは「福島県雇用労政課ホームページ」をご覧ください。

募集期間

「福島県雇用労政課ホームページ」をご覧ください。

対象期間

雇入費：支給対象期間は、起算日から3年間。

移転費：平成27年4月1日以降且つ補助金・融資の採択後、採用内定及び移転、且つ雇用開始となった労働者が、2ヶ月を超えて雇用継続された場合。

詳しくは「福島県雇用労政課ホームページ」をご覧ください。

地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）

概要

地域振興に資する民間事業活動に、県または市町村が無利子の資金を融資します。

対象費用

設備の取得等にかかる費用

対象者

法人の民間事業者（第3セクターを含む）

主な要件

1. 公益性、適度な事業収益性等の観点から実施されること
2. 融資対象事業費が2,500万円以上
3. 新規雇用（10人以上（市町村は5人以上））

融資額

融資対象事業に係る貸付対象費用から補助金を控除した額の45%以内
（上限：県融資67.5億円、市町村融資16.8億円）（東日本大震災被災地域は平成33年3月31日まで上限が引き上げられています）

融資期間（償還期間）

15年以内（うち措置期間5年以内）

償還方法

元金均等半年賦償還

担保

民間金融機関による連帯保証が必要となり、保証料が必要となります。

お問い合わせ先

福島県企画調整部地域政策課

TEL：024-521-7119

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/furusato.html> 

2018/09/10

「ふるさと産業躍進ファンド」の設立について

株式会社東邦銀行（頭取 北村 清士）および株式会社日本政策投資銀行（代表取締役社長 渡辺 一）は、共同運営ファンド「ふるさと産業躍進ファンド（ふるさと産業躍進投資事業有限責任組合）」（以下、「本ファンド」）を設立することを決定しましたので、お知らせいたします。

東邦銀行と日本政策投資銀行は、本ファンドの出資をきっかけに、地域経済の活性化、ひいては地方創生に貢献して参りたいと考えております。

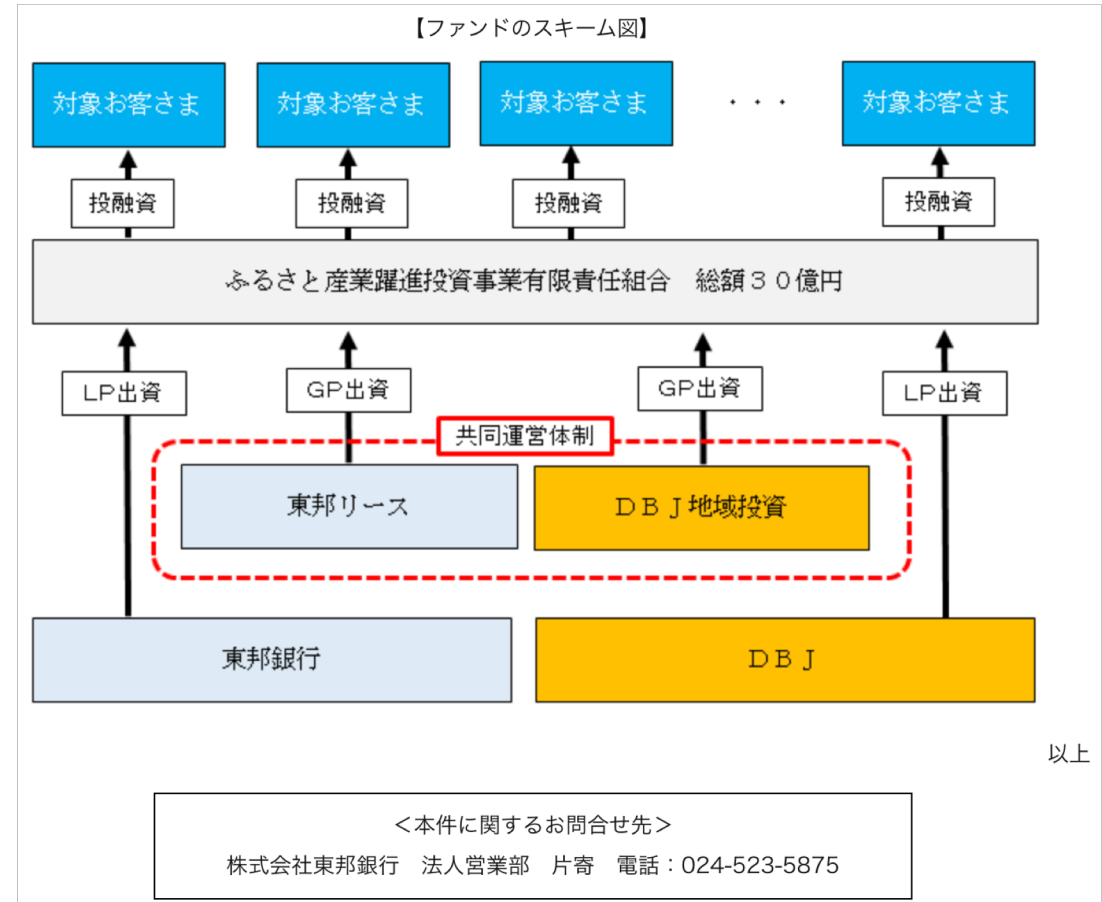
記

1. 本ファンドの特徴

- （1）本ファンドは、当行本支店の営業地域に事業拠点を持つ、又は当該営業地域の活性化に資する事業を行うお客さまを対象として、事業基盤の改善・強化から拡大・成長を支援するための資金をご提供することを目的に設立いたしました。
- （2）経営課題提案型営業のノウハウとコンサルティング機能を持つ東邦銀行と、優先株式や劣後ローン等の多様な金融サービスのノウハウを有する日本政策投資銀行が連携し、中長期の資本性資金を提供することで、お客さまの成長や発展の支援に取り組んでまいります。
- （3）また、東邦銀行は法人営業部に新産業金融推進課を設置し、医療・ロボット・再生可能エネルギー・航空宇宙産業等の新産業分野に注力しており、本ファンドを通じて新産業の発展支援にも取り組んでまいります。

2. 「ふるさと産業躍進ファンド」の概要

名称	ふるさと産業躍進ファンド （ふるさと産業躍進投資事業有限責任組合）
設立（予定）日	2018年9月14日
出資総額	30億円
有限責任組合員	株式会社東邦銀行（出資約束額 14億9,970万円） 株式会社日本政策投資銀行（出資約束額 14億9,970万円）
無限責任組合員	株式会社東邦リース（出資約束額 30万円） DBJ地域投資株式会社（出資約束額 30万円）
投資手法	ローン、劣後ローン（資本性劣後ローン）、優先株式、普通株式等
運営期間	12年



2018/10/26

プライベート・エクイティ・ファンドへの出資について

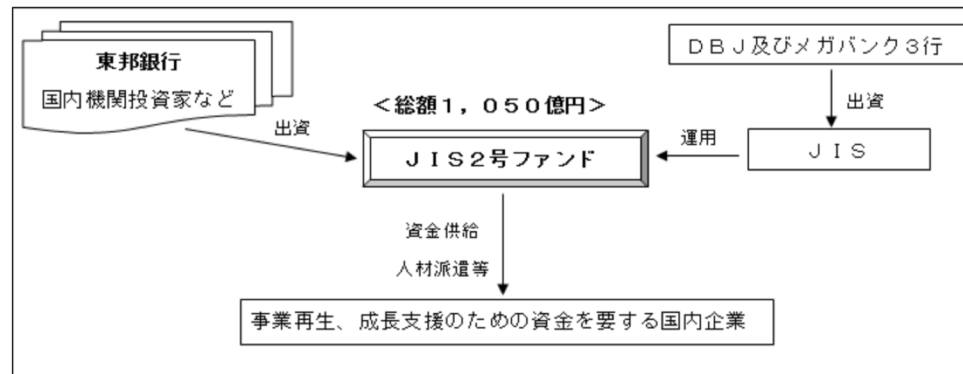
東邦銀行（頭取 北村 清士）では、株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ」）、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行の共同出資により設立されたジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社（以下、「JIS」）が運営するファンド「ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第2号投資事業有限責任組合（以下、「JIS2号ファンド」）」に出資を行うこととしましたので、お知らせいたします。

本ファンドは、1号ファンドで手掛けてきた事業再生に加え、JISが得意とする多様な投資形態により産業再編や事業承継といった成長支援の取組みに対しても、多岐に亘る分野でのバリューアップ支援等を用いて積極的に行っております。

グローバルな競争激化や国内需要の低迷が続くなか、企業や業種といった従来の枠組みを超えて企業価値の向上や産業の競争力強化に取組むことで、国内産業はもとより、地域経済の活性化にも繋がっていくと期待されます。

当行は、本ファンドへの出資を通じ、収益の多様化を図るとともに、事業再生や成長支援といったお客さまの様々なニーズに対応してまいります。

以上



<本件に関するお問い合わせ先>

東邦銀行 市場金融部 総合運用課

担当 : 大谷 梓 成田 祐介

電話番号 : 024-522-9334 024-522-7047

2018/05/23

「とうほう事業承継ファンド」による第1号案件への出資について

株式会社東邦銀行（頭取 北村 清士）と株式会社ゆうちょ銀行（取締役兼代表執行役社長 池田 憲人）が連携して設立した「とうほう事業承継ファンド（とうほう事業承継投資事業有限責任組合）」は、第1号案件に対して出資を決定しましたのでお知らせいたします。

東邦銀行とゆうちょ銀行は、本ファンドからの出資をきっかけに、地域経済の活性化、ひいては地方創生に貢献して参りたいと考えています。なお、当ファンドは株式会社東邦リースと、山田コンサルティンググループ株式会社が共同で運営し、法人の株式集約に向けたコンサルティングを行います。

記

1. 本ファンド導入の背景（2017年版中小企業白書からの抜粋）

- （1）事業承継に際しては、対策に時間を要する資産の引継ぎ方法への対策・準備が課題となります。
- （2）経営者は、後継者選定とともに計画的に承継の準備を進め、支援機関や金融機関等は連携し、多様な課題をきめ細かく支援していくことが重要です。
- （3）資産の引継ぎの課題としては、「自社株式や事業用資産の最適な移転方法の検討」、「自社株式や事業用資産の適切な評価」、「会社が自社株式や事業用資産を買い取る際の資金調達」等があげられています。

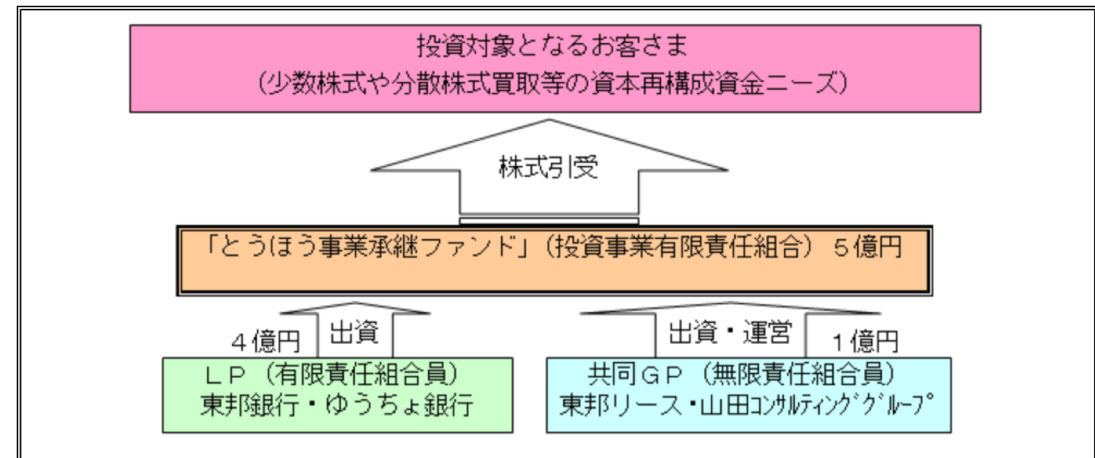
2. 本ファンドの特徴

- （1）本ファンドは、事業承継局面における株式の集約ニーズに対し、株式の移転にファンドを活用することで、事業承継の円滑化を資金面から支援し、課題解決に寄与するものです。
- （2）東邦銀行が培ってきた経営課題提案型営業のノウハウとコンサルティング機能を用い、ゆうちょ銀行と連携しながら「事業承継に係る総合的なソリューション」を支援します。
- （3）マイノリティー出資を原則とし、経営者・役員等の派遣を含むハンズオン支援は行わず、企業の自主性を重視しつつ事業継続を支援いたします。

3. 「とうほう事業承継ファンド」の概要

名称	とうほう事業承継ファンド （とうほう事業承継投資事業有限責任組合）
設立日	2017年8月1日
出資総額	5億円
有限責任組合員	株式会社東邦銀行（2億円出資） 株式会社ゆうちょ銀行（2億円出資）
無限責任組合員	東邦リース株式会社（0.2億円出資） 山田コンサルティンググループ株式会社（0.8億円出資）
投資手法	株式引受（普通株）
運営期間	5年（最長2年延長可）

<スキーム図>



以上

2017/05/19

「とうほう・ふるさと総活躍応援ファンド」の投資状況について

株式会社東邦銀行（頭取 北村清士）は、「とうほう・ふるさと総活躍応援ファンド」の創設から1年間の運用状況について総括しましたのでお知らせいたします。

本ファンドは、平成25年8月に創設した「とうほう・次世代創業支援ファンド」（以下「現行ファンド」という）の投資枠（出資総額10億円）が充足（14社に投資）されたことを踏まえ、その後継ファンドとして平成28年4月に創設しました。

ふるさとの創業企業や成長企業への資本性資金としてご利用いただき、お陰さまで募集開始後1年で8先290百万円の投資を決定しております。

当行は、今後も事業者の皆さまの多様な資金ニーズに対して様々なスキームでお応えし、地域経済の活性化に深く寄与してまいります。

記

1. 「とうほう・ふるさと総活躍応援ファンド」の概要

名称	とうほう・ふるさと総活躍応援ファンド (とうほう・ふるさと総活躍応援ファンド投資事業有限責任組合)
設立日	平成28年4月1日
出資総額	10億円
出資者	LP (有限責任組合員) (株) 東邦銀行：990百万円 GP (無限責任組合員) 東邦リース (株)：5百万円 山田ビジネスコンサルティング (株)：5百万円
投資手法	株式引受 (普通株、種類株)・社債引受
運営期間	10年 (平成38年3月31日)
投資期間	5年 (平成33年3月31日) ファンド総枠を消化次第、投資終了

2. 「とうほう・ふるさと総活躍応援ファンド」の主な投資対象

投資対象の幅を広げ、以下の事業者等へ積極的に投資しております。

- (1) 若手・女性・シニア層も含めたベンチャー企業
- (2) 観光活性化に取り組む企業
- (3) 医療・ロボット・再生可能エネルギー・航空宇宙産業等の新産業関連企業
- (4) 育児・介護等「一億総活躍社会」の実現に取り組む企業

2. 「とうほう・ふるさと総活躍応援ファンド」の主な投資対象

投資対象の幅を広げ、以下の事業者等へ積極的に投資しております。

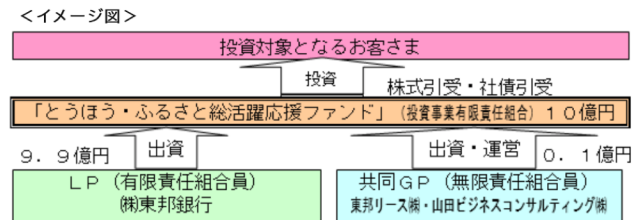
- (1) 若手・女性・シニア層も含めたベンチャー企業
- (2) 観光活性化に取り組む企業
- (3) 医療・ロボット・再生可能エネルギー・航空宇宙産業等の新産業関連企業
- (4) 育児・介護等「一億総活躍社会」の実現に取り組む企業

3. 「とうほう・ふるさと総活躍応援ファンド」の投資決定先

8先の事業者に総額290百万円を投資決定しました。うち以下の7事業者に対して投資を実施しております。

	投資先の特徴
1	株式会社ミュラボ（ロボット部品の技術開発） 画期的な「クラウン減速機」を開発。医療機器への利用も期待されます。
2	株式会社グリーン発電会津（バイオマス発電） 再生可能エネルギー分野で福島復興と成長に大きく貢献しています。
3	株式会社フロンティア（整骨院事業・介護事業・保育事業） これまでのノウハウを活かした複合施設の創設を目指しています。
4	ヴィジョンクエスト株式会社（インバウンドプロモーション事業） 台湾において二本松ツアーが生まれ、多くの観光客誘致に成功しました。
5	クリングルファーマ株式会社（治療薬創製） 創業バイオベンチャーとして難治性疾患治療薬に取り組んでいます。
6	有限会社山口（医薬品・健康サプリメント等ネット販売） ネット販売に強みを持ち、各販売サイトでの実績が定着しています。
7	株式会社エージーコーポレーション（外食部門展開） 店舗運営能力に定評があり、新たな業態展開に積極的に取り組んでいます。

※投資日順



以上

ファンド名称	ふくしま地域産業6次化復興ファンド投資事業有限責任組合
ファンド総額	20億円
運営者	福島リカバリ(株)
出資者	福島県 (株)東邦銀行 (株)みずほ銀行 (株)大東銀行 (株)福島銀行 福島信用金庫 いわき信用組合 相双五城信用組合 福島リカバリ(株) (株)農林漁業成長産業化支援機構
主な投資対象地域	福島県
お問い合わせ先	福島リカバリ(株)成長産業支援部(担当:武田) 電話 024-526-0881 E-mail n-takeda@fukushima-r.co.jp

復興補助金詐欺に有罪判決 福島、会社社長ら2人

2018/10/1 10:58 | 日本経済新聞 電子版

福島県が東日本大震災からの復興支援を目的に交付する補助金約2億5千万円をだまし取ったとして、詐欺などの罪に問われた大阪府岸和田市の太陽光発電関連会社「CKU」の社長、谷川章太被告（37）と取締役で兄の茂利被告（39）に、東京地裁（日野浩一郎裁判長）は1日、いずれも懲役3年、執行猶予5年（求刑懲役5年）の判決を言い渡した。

起訴状によると、福島県白河市に建設した工場の設備購入に関し、うその記載をした請求書や偽造した取引先の発注書を県に提出。2014年11月に「ふくしま産業復興企業立地補助金」を詐取したとしている。

この補助金は、福島県内に工場や研究所を建設する企業が対象。投資額に応じて一定の人数を地元で雇用することを条件に交付される。（共同）